

教委教財第452号
令和8年7月27日

保護者 様

大分県教育庁教育財務課長

奨学給付金について(ご案内)

平素から大分県の実育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

大分県では、授業料以外の教育費を支援するため、支給要件を満たす方に返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付しています。(授業料にかかる就学支援金とは別の制度です。)

○支給要件(次の1～3の全てに該当する世帯)

令和8年7月1日現在で、

1. 保護者(親権者等)が大分県内に住所を有すること

(保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。)

2. 高校生等が高等学校等に在学し、就学支援金等(授業料支援)の対象者であること

就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金のことをいいます。

3. 世帯の状況が次の①～④のいずれかに該当すること

①生活保護(生業扶助)受給世帯

②住民税非課税世帯

③保護者等全員の令和8年度住民税所得割額の合計が105,500円未満の世帯 ※1

④保護者等全員の令和8年度住民税所得割額の合計が182,500円未満の世帯 ※1

※1 ③④の世帯は、対象となる高校生等について国籍・在留資格等の要件があります。

(家計急変により保護者等の収入が激減し、上記①～④世帯相当とみなされれば支給できる場合があります。)

【以下の場合の対象となりません。】

①他の都道府県から同種の奨学金の給付を受けている場合

②高校生等が7月1日現在休学しており、年度内に復学する見込みがない場合

③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)の支給対象となっている場合。

○ 給付額（年間額）

区 分	全日制・定時制	通信制
① 生活保護世帯	32,300 円	32,300 円
② 住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
③ 所得割合算額※2が 100 円以上 105,500 円未満の世帯 (年収目安 270 万円～380 万円※3)	47,900 円	16,830 円
④ 所得割合算額※2が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯 (年収目安 380 万円～490 万円※3)	35,930 円	12,630 円

※2 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額

※3 両親の一方が働き、高校生 1 人（16 歳以上）、中学生 1 人の 4 人世帯の目安

※家計急変により保護者等の収入が減少し、上記世帯相当とみなされれば支給できる場合があります。

家計急変により申請する場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

○申請について

支給要件に該当し、希望される方は下記書類を揃えて、**9月25日（金）まで**にご提出ください。

〈提出書類一覧表〉

種別		提出書類
		紙の申請の場合
共通		①高校生等奨学給付金受給申請書 ②高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（写し） ※本通知書が提出できない場合は別途国籍等が確認できる書類が必要になります。（下記「○国籍等確認書類」を参照） ③振込希望口座の通帳の写し （口座名義及び口座番号が表示されている部分。用紙サイズ A4） ※保護者等の名義に限る。 ④在学証明書（高校生等が大分県外の学校に在学する場合）
どちらか一方	生活保護受給世帯の場合	⑤生活保護受給証明書 （申請する年の 7 月 1 日現在、生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無が確認できるもの）
	生活保護受給世帯以外の場合	⑥保護者等全員の地方税の状況が分かる書類 ・令和 8 年度課税証明書等（道府県民税及び市町村民税が分かるもの）
該当がある場合のみ		⑦制服の再購入が必要であることの証明書 （着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合のみ該当）※生活保護受給世帯は対象外 ⑧扶養誓約書 （申請者が「主たる生計維持者」で父母以外の場合）

・認定となった場合は、申請口座あてに順次支給予定です。支給日が世帯によって異なる可能性がありますので、ご了承ください。

（支給時期の目安）…12月頃 ※あくまで予定ですので状況により前後する可能性があります。

○国籍等確認書類

上記〈提出書類一覧表〉の「②高等学校等就学支援金等の支給決定通知書」を提出できない場合のみ必要になります。

〈高校生等の国籍等が確認できる書類〉

国籍・在留資格等	提出書類 (●必須、○いずれか1つ)
・日本国籍	●住民票の写し(原本)
・特別永住者	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○特別永住者証明書の写し(コピー)
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し(コピー)
・家族滞在 (就労定着意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し(コピー) ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
・上記以外 (留学を除く)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し(コピー)

○書類の提出先及び問い合わせ先

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁教育財務課 就学支援班あて

TEL: 097-506-5454